

広島市立大学学術リポジトリ

海外子会社による人権侵害と国際私法：
カナダ最高裁 2020 年 2 月 28
日判決を手掛かりとして

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2023-01-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 寺井, 里沙, TERAJ, Risa メールアドレス: 所属:
URL	https://hiroshima-cu.repo.nii.ac.jp/records/10

海外子会社による人権侵害と国際私法

— カナダ最高裁 2020 年 2 月 28 日判決を手掛かりとして —

寺井 里沙

Human Rights Violation by Overseas Subsidiary and Private International Law - Analysis of *Nevsun Resources Ltd. v. Araya* -

Risa TERAJ

In *Nevsun Resources Ltd. v. Araya*, a Canadian company which developed a mine in Eritrea through its subsidiaries was sued by Eritrean refugees for human rights abuses such as forced labor, torture, slavery, crimes against humanity, and cruel, inhuman, or degrading treatment. The Supreme Court of Canada did not exclude the corporation's direct liability under customary international law.

Multinational companies based in Japan can also be sued for human rights abuses committed by their subsidiaries. This article focuses on *Nevsun Resources Ltd. v. Araya* in order to explore the possibility of Japanese courts applying customary international law which imposes civil liability on corporations for human rights abuses. This article also focuses on the possibility of indirectly applying international treaties regarding human rights under the public order clause in private international law.

はじめに

I カナダ最高裁 2020 年 2 月 28 日判決 (*Nevsun Resources Ltd. v. Araya*)

はじめに

社会、経済のグローバル化に法はどう対応すべきか。公法、私法の両分野において活発な議論が行われている。そして、国際私法もこの問題と無縁ではない¹。「グローバル化」に国際私法はどう対応すべきかという問いの一つとして、多国籍企業による人権侵害がある。多くの多国籍企業が先進国を設立準拠地あるいは本拠地としつつ、発展途上国において現地子会社を通じ事業活動を展開する²。その際、現地子会社が現地住民、従業員等の人権を侵害することがある。その場合、人権を侵害された被害者にとって、親会社の民事責任をその設立準拠地、本拠地において追及することが一つの選択肢となる。

II 国際法の論点

III 公序条項における人権条約の間接適用
おわりに

それでは、親会社の民事責任を国際私法の観点からどのように位置付けることができるか。この点、特にヨーロッパ、アメリカでは活発に議論されているが、日本における研究は相対的に少ない³。しかしながら、日本を設立準拠地、本拠地とする企業が世界的に事業を展開し、その過程で現地住民、労働者の人権を侵害し、それらの被害者が日本において日本企業に対し民事責任を追及することも考えられる。そのような場合における日本企業の責任のあり方を明確にすることは、日本企業、現地住民等の両者にとっての予見可能性を担保し、また、場合によっては企業の人権侵害行為の抑止力にもなりうる。確かに、アメリカの外国人不法行為法 (*Alien Tort Statute*) について紹介、考察する研究は日本国内でも既に多く行われている。しかしながら、それらの研究の多くは、国際

法上の論点、実質法的論点（外国人不法行為法に基づき被害者の損害賠償請求権を認めることができるか）を主な対象とし、準拠法決定プロセスなどの国際私法上の論点をあまり対象とはしていない。また、アメリカの外国人不法行為法は、2013年の *Kiobel* 事件の連邦最高裁により、アメリカの領域外での行為には適用されないと判示され、国外で生じた人権侵害の救済手段としての実効性を大幅に失った (*Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 569 U.S. 108 (2013))。これらの点を考慮すると、アメリカの外国人不法行為法に関する研究に加え、国際私法上の論点から多国籍企業の民事責任について検討する研究が求められよう。むしろ、多国籍企業たる親会社の責任に関する問題は国際法、国際私法の両面から包括的に検討する必要がある、特に近年、国際法と国際私法の協働を主張する議論がある。そこで、本稿では、国際私法の公序条項（通則法 42 条）の適用における国際的人権規範の間接適用の可能性について検討する。

ところで、多国籍企業による人権侵害という場合の「人権侵害」の概念は多義的である。例えば、「人権侵害」の例として説明される *Doe v. Unocal* では、多国籍企業の現地子会社が現地政権による住民の殺人、強姦、強制労働に協力したとされる⁴。また、*Akpan & Milieudefensie v. Royal Dutch Shell PLC & Shell Petroleum Development Company of Nigeria Ltd* では、多国籍企業の現地子会社が石油採掘により環境を汚染し、住民に経済的損害、健康被害をもたらした（的場：26）。その他にも、劣悪な労働環境、児童労働も企業による人権侵害として論じられることが多い。このように人権侵害のカテゴリーには様々な事案が含まれるが、本稿では、多国籍企業の民事責任を国際慣習法により肯定した画期的判決として注目されるカナダ最高裁 2020 年 2 月 28 日判決 (*Nevsun Resources Ltd. v. Araya*) を、多国籍企業による人権侵害の一つの例としてとらえることとする⁵。

同事件は、政府に徴用されたエリトリア国民が、カナダ企業のエリトリア子会社が開発等を行う鉱山において、過酷な労働環境、体罰等による被害を被ったという事案である。これがカナダ企業ではなく日本企業であり、また法廷地が日本である場合、どのような国際私法上の論点の問題になり、どのような法律構成が可能であるか明確にするこ

とは、日本企業、および、その世界的事業活動により影響を受ける者の予見可能性を担保することになる。日本企業の海外子会社も人権侵害に加担、寄与する可能性がある⁶。そして、多国籍企業の海外事業活動に厳しい責任を課す近年の欧米の潮流に日本も追従するのであれば、海外の被害者が日本で訴訟を起こすインセンティブは高くなると推測される。欧米に比べ遅れをとる日本であるが、現在、政府は企業による人権デューデリジェンスの実施指針を策定中であり、将来的には人権デューデリジェンスの実施の義務化も検討することになっている（朝日新聞 2022 年 2 月 16 日朝刊「強制労働排除へ人権指針 海外と取引ある企業向け 政府方針」）。人権デューデリジェンスが義務付けられれば、当該義務に違反した企業の民事責任を不法行為責任として追及しやすくなる。また、日本企業の海外子会社による人権侵害が現在において現実には生じていないとしても、日本企業の責任を明確にすることは人権侵害の抑止につながる。

なお、本稿において、日本とは異なり英米法体系を採用するカナダの事例を検討対象とする理由は、当該事例は多国籍企業の民事責任を肯定する国際慣習法の成立を認めた極めて画期的な判決であり、国際法の平面において日本にとっても十分に参考になると思われるからである。（むしろ、国際法とコモンローとの関係等の英米法特有の論点については、日本法との相違に留意しなければならない。）多国籍企業の民事責任を肯定する国際慣習法の成立を認めた当該事案では、国際私法上の論点は生じなかった。したがって、本稿では、国際私法上の論点に関しては独自に検討を行う。

I カナダ最高裁 2020 年 2 月 28 日判決 (*Nevsun Resources Ltd. v. Araya*)⁷

1. 事実関係

エリトリアのビシャ鉱山はエリトリア経済の主要な収入源の一つであり、エリトリア企業の Bisha 社により所有、運営されていた。同社の株はエリトリアの国有企業により 40% 所有され、カナダ企業の新スーン社のエリトリア子会社により 60% 所有されていた。Bisha 社は南アフリカ企業の SENET 社に鉱山の開発管理などを任せていたが、さらに SENET 社は、エリトリア軍が支配

する Mereb 社およびエリトリアの独裁政党が所有する Segan 社と下請契約を結び、鉱山の開発管理などを任せた。Mereb 社および Segan 社は、エリトリア政府が徴用した国民を労働力とする建設会社であった。

原告らは、エリトリア政府により無期限に徴用され、ビシャ鉱山の開発に従事させられた者たちである。原告らの主張によれば、鉱山での過酷な環境のもと労働を強いられ（低賃金、長時間労働、高気温の屋外での労働、キャンプへの収容など）、体罰を受けた（体を縛られたまま高温の地面に放置され、または、意識を失うまで棍棒で殴られた）。

第一審（Supreme Court of British Columbia）、第二審（Court of Appeal for British Columbia）では、Nevsun 社は、国家行為の理論（act of state doctrine）（外国国家の主権行為の合法性については判断することはできないという理論）により管轄権が否定されるべきであり、また、原告らの国際慣習法に基づく損害賠償請求は請求原因（cause of action）を欠くとして、訴えの却下を求めた。第一審、第二審も Nevsun 社の主張を認めなかったため、Nevsun 社は最高裁に上告した。

最高裁における主要な論点は、①国家行為の理論（act of state doctrine）はカナダのコモンローか、②カナダ法のもとで、慣習国際法の規定により、強制労働（forced labour）、奴隷的扱い（slavery）、残酷・非人道的または品位を傷つける扱い（cruel, inhuman, or degrading treatment）、人道に対する罪（crimes against humanity）による損害の賠償を認めることができるか、これらの二点である。なお、第一審、第二審においては論点となったフォーラムノンコンヴィニエンス（forum non conveniens）の適用の有無は Nevsun 社が上告しなかったため、最高裁では争点とならなかった。

2. 国家行為の理論

国家行為の理論とは、英国貴族院判決（*R. v. Bow Street Metropolitan Stipendiary Magistrate*⁸）を引用する形式で「外国国家の主権行為の合法性について国内裁判所は裁定することができないという国内法上の規則である」と本判決において説明されている（para. 29）。Nevsun 社によれば、国家行為の理論は英国からカナダに継受されており、カナダ裁判所が Nevsun 社の責任について判断す

ることはエリトリアの主権行為（国民を徴用し、鉱山開発に従事させるという行為）の合法性について判断することになり、国家行為の理論から許されないとされる。最高裁は、結論として、国家行為の理論をカナダのコモンローとして認めることはできないと判示した（paras. 58, 59）。また、外国国家の主権行為、外国法の有効性が論点となるにせよ、当該論点が「付随的（incidental）」に生じるに過ぎない場合、対象の紛争が私人間で生じている場合、外国国家の行為、外国法の内容がカナダの公共政策（public policy）に反する場合、これらの場合には外国国家の主権行為、外国法の有効性について判断することが許されると判示した（paras. 45-54）。

3. 国際慣習法

国際慣習法に関するカナダ最高裁の判旨は、以下のように、①国際慣習法の成否、②国際慣習法のカナダ国内における効力（国内的効力）、これらの論点に大きく分けることができる。

(1) 国際慣習法の成否

カナダ最高裁は、国際慣習法の成立要件として、一般的国家慣行と法的確信の二つを挙げる。そして、人道に対する罪、奴隷的扱い、強制労働、残酷・非人道的・品位を傷つける扱い、これらに関する国際慣習法が強行規範（ユス・コーゲンス、*jus cogens*）として成立しているとした。人道に対する罪を強行規範とするための根拠としては、そのように主張する学説を援用している（para. 100. *Louis LeBel and Gloria Chao, "The Rise of International Law in Canadian Constitutional Litigation: Fugue or Fusion? Recent Developments and Challenges in Internalizing International Law"* (2002), 16 S.C.L.R. (2d) 23, p. 33）。奴隷的扱いの禁止に関しては、国連人権高等弁務官の2002年の報告書を挙げ（para. 101. *David Weissbrodt and Anti-Slavery International, Abolishing Slavery and its Contemporary Forms*, U.N. Doc. HR/PUB/02/4 (2002), p. 3）、強制労働の禁止に関しては、国際労働機関（ILO）の報告書を挙げている（para. 102. "Forced labour in Myanmar (Burma)", *I.L.O. Official Bulletin: Special Supplement*, vol. LXXXI, 1998, Series B, para. 203）。残酷、非人道的および

品位を傷つける扱ひの禁止に関しては、市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights、以下「自由権規約」) 7条、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約 (Convention against Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment) 16条、欧州人権条約 (European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms) 3条、人間の権利と義務についての米州宣言 (American Declaration of the Rights and Duties of Man) 26条、米州人権条約 (American Convention on Human Rights) 5条、人および人民の権利に関するアフリカ憲章 (African Charter on Human and Peoples' Rights) 5条、児童の権利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child) 37条、欧州拷問等防止条約 (the European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)、拷問の防止及び処罰に関する米州条約 (Inter-American Convention to Prevent and Punish Torture) を挙げている (para. 103)。

さらに、最高裁は、「国際慣習法を実施し (implement)、前進させるという我々カナダの裁判所の役割を理解し、受け入れるのであれば、既にカナダの裁判所がはっきりと実行してきたように、世界中の国内裁判所の判決の『調和 (choir)』に有意義な貢献を果たし、『国際法の実質 (substance)』を形作ることが、カナダの裁判所に許される」と述べ、国際慣習法の形成過程においてカナダ国内裁判所が積極的な役割を果たすべきことも、国際慣習法の成立を認めるべき根拠として挙げている (para. 72)。

本件においては、人道に対する罪、奴隷的扱ひ、強制労働、残酷・非人道的・品位を傷つける扱ひ、これらを行った企業の民事責任を肯定する国際慣習法の成否が問題となる。Nevsun社は、国際法は伝統的に国家を責任主体としており、私人を責任主体とするような国際慣習法の成立は肯定できないと主張する。これに対し、最高裁は、国際法はその発展過程において国家のみならず非国家主体も規律対象とするようになってきていることを指摘し、さらに Harold Hongju Koh 教授の見解を引用しつつ、企業のような非国家主体も国際法により民事責任を負うると判示した (para 112, Koh :

264-68)。

(2) 国際慣習法のカナダ国内における効力 (国内的効力)

最高裁は、国際慣習法の国内的効力について、「採用 (adoption)」の法理を適用し、国際慣習法は国内立法化の作業を必要とすることなく自動的に国内法 (コモンロー) に「採用」されると判示した (paras. 86, 94)。ただし、既存の国内法に反しないことが条件とされる (para. 94)。

最高裁は、続いて、「我々のコモンローのこの部分 (筆者注：人道に対する罪等の禁止) の違反に関し民事的救済を受けることができるか? 言い換えれば、我々の国内のコモンローは、採用された国際慣習法の諸規範の違反に対する適切な救済を導き出すことができるか?」と問題提起する (para. 117)。すなわち、人道に対する罪等を禁止すること、および、それらの違反に対し民事責任を課すこと、これらを区別し、コモンロー上、前者だけではなく、後者まで肯定できるかという論点を提示した。最高裁は、この点、コモンローにより被害者に民事的救済を与えることができると判示した。その根拠は、コモンローの一部をなしている規定の違反に対して救済の可能性を示すことは、コモンローの必要な発展であること、国内法上「権利あるところに、違反に対する救済がなければならない (where there is a right, there must be a remedy for this violation)」という原則があること、これらの点に求められている (paras. 118-120)。

さらに、最高裁は、人道に対する罪、奴隷的扱ひ、強制労働、残酷・非人道的・品位を傷つける扱ひ、これらの被害者に民事的救済を付与するにあたり、コモンロー上の既存の不法行為類型によって対応できるか、あるいは、新しい不法行為類型を創設しなければならないか、という争点について検討した (paras. 123-131)。すなわち、国際慣習法はカナダのコモンローとして国内的効力を有するとしても、コモンロー上の通常的不法行為により被害者に民事的救済を与えるべきか、新しい不法行為類型の創設により民事的救済を与えるべきか、という点について検討している。新しい不法行為類型の要否という争点が言及されるのは、人道に対する罪、奴隷的扱ひ、強制労働、残

酷・非人道的・品位を傷つける扱い、これらの行為は従来の通常の不法行為よりもより強い「公的な性質 (public nature)」を有するとの認識が最高裁にあるからである (para. 124)。むしろ、国際慣習法がカナダのコモンローとして直接に適用されるのであれば、このような争点は不要である。最高裁は、結論として、国際慣習法の適用により被害者を救済するにあたり、コモンロー上の既存の不法行為類型に依拠すべきか、新しい不法行為類型に依拠すべきか、あるいは、そのような不法行為類型に依拠することなく国際慣習法を直接に適用すべきかは、差戻審に委ねられると判示した (paras. 127-129, 131)。

II 国際法の論点

以下では、*Nevsun Resources Ltd. v. Araya* に表れた論点を手掛かりとしつつ、日本法への示唆を行う⁹。

1. 国際慣習法の適用

Nevsun Resources Ltd. v. Araya の特徴は国際慣習法の適用にある。それでは、同様の事案が日本において係属した場合、国際慣習法の適用により親会社の民事責任を肯定できるか。国際慣習法の国内的効力は各国の法制度によるが、日本国憲法 98 条 2 項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定し、国際慣習法は「確立された国際法規」として日本においても国内的効力を有する。

国際慣習法の成立要件は、日本においても、一般的国家慣行 (客観的要素) と法的確信 (主観的要素) の二つとされている。すなわち、多国籍企業たる親会社が海外においてその子会社により人権を侵害した場合に、親会社に対する個人の民事請求権を認める国際慣習法が成立しているというためには、そのような一般的国家慣行と法的確信が必要となる。そして、特に、伝統的に国家を規律対象としてきた国際法が、私人 (被害を受けた現地住民等) を権利主体とし、さらには私人 (多国籍企業) を義務主体とすることができるのか、という点が論点となる。この点、本件カナダ最高裁の *Brown* および *Rowe* 判事による反対意見は、

多数意見は国際慣習法の成立を認めるにあたり、同様の趣旨を主張するたった一人の識者の意見を挙げるにとどまっており、国際慣習法により企業の民事責任を肯定した裁判例は世界において全く確認できない旨を指摘する (para. 188)¹⁰。本件カナダ最高裁の多数意見が、一般的国家慣行、法的確信があるとの説明に加えて、国際慣習法の形成を担う機関としてカナダ国内裁判所は国際慣習法の適用により積極的に多国籍企業の民事責任を追究すべきであると特に強調しているのも、多国籍企業の民事責任に関する一般的国家慣行、法的確信の存在を説明する難しさゆえかもしれない。

一般的国家慣行および法的確信という国際慣習法の成立要件は相関関係にあり、一般的国家慣行の存在が強く認められれば法的確信については緩やかに判断すればよく、法的確信の存在が強く認められれば一般的国家慣行については緩やかに判断すればよい、とする見解もある。そのような見解に立つとしても、自国企業の海外子会社による人権侵害の民事責任を肯定する立法は一部の国 (フランス等) において始まったばかりであり¹¹、一般的国家慣行と法的確信という従来の成立要件を前提とする限り、国際慣習法の成立を認めることは現時点においては難しいように思われる。今後そのような潮流を諸国の立法、法運用においてより広く確認できるようになれば、多国籍企業の民事責任を肯定する国際慣習法の成立を肯定することができるかもしれない。現時点においては、むしろ、後述するように、自由権規約等の人権条約を間接適用する手法のほうが、理論的な障壁が少ないであろう。

2. 条約の適用

条約の国内的効力も各国の国内法制度により異なる。日本はいわゆる一般的受容国であり、憲法 98 条 2 項により条約の国内的効力が認められている。もっとも、条約が国内的効力を有するとしても、裁判所が条約を裁判規範として適用するためには、条約の直接適用可能性、自動執行性が肯定されなければならないとされる。自動執行性は、例えば、山本草二教授によれば「私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を具体化する法令にまつまでもなく国内的に執行可能な条約規定 (たとえば、一国の国民

が相手国で内国民待遇を保障される旨の通商航海条約・多数国間著作権保護条約、または、労働者の労働時間の制限を定めるなどの労働・社会保障関係条約)であること」と説明される(山本:105)。

条約の直接適用可能性、自動執行性を肯定するための要件として、国際法の平面においては、条約が加盟国に国内法上の効力を義務づけたことが必要であるとされる(Jurisdiction of the Courts of Danzig, Advisory Opinion, 1928 P.C.I.J. (ser. B) No. 15 (Mar. 3))、条約の直接適用可能性に関する国際法上の要件につき、岩沢:522-530、小寺:132-133)。もっとも、このような国際法上の平面における要件を否定する見解もある(岩沢:323)。また、多くの場合、そのような要件が充足されることはないとの指摘もある(小寺:131)。というのも、条約上の義務は、①結果の義務(特定の結果を達成する義務)、②方法の義務(特定の方法をとる義務)に分かれるが、多くの条約上の義務は結果の義務にとどまり、条約の規定を裁判規範として適用することまで求めるものではないからである。(その他の方法たる国内立法により結果を達成することも許される。)

また、一般に人権条約は、「本条約の各締約国は、その憲法に従って、本条約の規定を実現するために必要な措置をとることを約束する」といった国内実施規定を含むことが多いとされる(岩沢:545-546)。そして、そうした国内実施規定がある場合、当該条約の直接適用可能性は否定されるとする見解がある。すなわち、国内実施規定は各国が国内立法により条約義務を果たすことを想定しており、条約の直接適用可能性を排除しているとの理解である。他方、国内実施規定は条約の国内適用可能性を排除する当事国の意思を表してはならず、国内立法者の意思によって排除されない限り、人権条約の直接適用可能性は、規定ごとに判断されるべきであるとする見解もある(岩沢:546)。

ところで、人権条約といっても、人権の概念は多義的であり、人権条約の範囲も必ずしも自明ではない。例えば、*Nevsun Resources Ltd. v. Araya* のように強制労働、体罰、監禁等が行われた場合、自由権規約7条、8条、9条、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に

関する条約があり、児童労働に関しては、児童の権利に関する条約32条、就業が認められるための最低年齢に関する条約、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約などがある。劣悪な労働環境(最低の賃金水準、安全基準を満たしていない労働環境)で従業員を業務に従事させた場合、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(以下、「社会権規約」)6条、7条等が関係し、環境汚染により住民の健康被害が生じた場合、社会権規約12条等が関係する。男女平等に違反する行為を行った場合(セクシャルハラスメントを放置した、あるいは、女性の昇進を認めないなど)、社会権規約3条、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(いわゆる女性差別撤廃条約)1部の諸規定などが関係し、一般的に女性の人権の問題として理解される。もっとも、多国籍企業による人権侵害というテーマの下では、男女平等に関する問題よりも、拷問、監禁、強制労働といったより身体の自由、安全に対する脅威が深刻なケース、児童労働という女性よりもさらに弱い立場にある児童に関するケース、被害者の数が甚大となる環境損害のケースが論じられることが多い。本稿では、多国籍企業による人権侵害に関連することの多い自由権規約を人権条約の具体的な代表例として取り上げることとする。

それでは、自由権規約の直接適用可能性を国際法の平面から肯定することができるか。以上の議論を踏まえると、同規約を裁判規範として直接適用すべきことが同規約上求められていることが必要となる。ここで、自由権規約の国内実施規定を確認すると、2条2項は「この規約の各締約国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを約束する」と規定する。また、同条3項b号は「救済措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること」、同条c号は「救済措置が与えられる場合に権限のある機関によって執行されることを確保するこ

と」を締約国に求める。同規約の直接適用可能性はこの国内実施規定の解釈により左右される。すなわち、この国内実施規定は必ずしも同規約を直接適用することまで締約国に求めていないと考えれば、同規約の直接適用可能性は否定される。このように、自由権規約の直接適用可能性を国際法の観点から肯定することには議論がある。

条約の直接適用可能性に関する国内法上の要件に関しては、シベリア抑留捕虜補償請求事件の東京高裁 1993 年 3 月 5 日判決についてみなければならぬ¹²。(同事件の最高裁第一小法廷 1997 年 3 月 13 日判決は条約の国内適用に関して全く触れなかった。) 同事件では、シベリアに抑留された原告ら日本人が、「捕虜が属する国は、捕虜たる身分が終了した時に抑留国から捕虜に支払うべき貸方残高を当該捕虜に対して決済する責任を負う」と規定する「捕虜の待遇に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約」66 条に基づき、日本に対し損害賠償を求め、同規定の直接適用可能性が論点の一つとなった。判旨によれば、条約が直接適用可能であるためには、条約が権利の発生等に関する実体的要件や手続的要件等の細部を規律していること、既存の国内制度との関係が明確であることが求められる。同条約 66 条は「補償の対象者、補償の内容、方法及び期間等について、その内容」を「明確かつ明瞭に」規定しておらず、自国民の捕虜に対する既存の補償制度との整合性も明らかではないため、直接適用可能ではないと判示された。この判旨を自由権規約について当てはめると、自由権規約も保護の対象者、保護の内容、方法および期間等が「明確かつ明瞭」とはいえないとの結論になり、その直接適用可能性は否定されよう。

なお、自由権規約を直接適用し、個人の具体的な請求権を認めた判例として、東京高裁平成 5 年 2 月 3 日判決(大麻取締法違反、関税法違反事件)¹³、高松高裁平成 9 年 11 月 25 日判決(受刑者接見妨害国賠請求事件)¹⁴がある。しかしながら、最高裁レベルにおいては未だない。

Ⅲ 公序条項における人権条約の間接適用

多国籍企業の民事責任につき、人権に関する国際慣習法、条約を直接適用できないとすれば、国

際私法により準拠法を決定する必要がある。以下では、多国籍企業の民事責任に適用される準拠法について検討する。

1. 問題の所在

日本企業の海外子会社が *Nevsun Resources Ltd. v. Araya* のような強制労働、体罰等の人権侵害を行った場合、不法行為の問題として性質決定されよう。不法行為は、通則法 17 条本文により、原則として結果発生地に連結される。すなわち、親会社たる日本企業の不法行為責任に関しては、現地住民等への被害が生じた外国法が適用される。もっとも、通則法 17 条但書により、日本企業が現地での結果の発生を「通常予見することのできない」場合には、「加害行為が行われた地」の法が適用される。「加害行為が行われた地」を日本企業が現地子会社に対する指揮、命令を行った地と解釈すれば、日本法が適用される余地がある。もっとも、日本企業は海外子会社を含む企業集団の内部統制システムの整備を義務づけられていることを踏まえれば、現地で子会社を通じて事業を展開しながら現地での損害の発生を予見できなかったと判断することは、難しいように思われる¹⁵。

それでは、結果発生地法により被害者に与えられる救済が日本法のそれと比較して著しく不十分な場合、当該外国法の適用を排除し、日本企業の責任を肯定すべきか¹⁶。発展途上国においてしばしば見られるように、現地政府が経済発展を優先し、国民の人権を著しく軽視しているような場合にも、現地法を適用し日本企業の責任を否定すべきであろうか。むろん、発展途上国が必ずしも被害者の救済を定める不法行為法を欠くとは限らない。しかし、独裁的な性格の強い発展途上国では、形式的には被害者の救済を担保する不法行為法を有しながらも、実際の運用においては極めて限定的にしか被害者を救済しないということもありえよう¹⁷。そのような場合、外国法の解釈は当該外国の裁判官がなすようになされるべきであるという国際私法上の通説を前提とすれば(山田: 133)、現地法によっては被害者を救済できないことになる。

なお、必ずしも日本法によれば親会社たる日本企業の責任を肯定できるとは当然限らない。多国

籍企業の親会社としての責任のあり方については、実質法レベルにおいて世界的に活発に議論されており、日本においても立法論を含め議論の途中にある。多国籍企業の責任をより厳しく追及すべきだとする意見が日本でも多く呈されているが、そのような政策が日本法の解釈、立法に反映されれば、ますます、経済発展を優先し国民の人権保護には消極的な外国法と日本法の相違が先鋭化し、そのような外国法の適用を排除すべきかが大きな争点となろう。

以上のように、原則的連結に依拠した場合、結果発生地法の適用により被害者を十分に救済できない可能性がある。そのような場合、通則法42条の公序条項の解釈において人権条約を間接適用することにより、結果発生地法の適用を排除することはできないか¹⁸。これが本稿の主たる論点である。すなわち、多国籍企業による人権侵害の民事責任につき、被害者に十分な保護を与えない結果発生地法を適用することは、通則法42条の「公序」に反するとし、「公序」の解釈にあたり自由権規約などの人権条約を考慮するというアプローチである。なお、人権条約を「間接適用」としても、人権条約を法として適用するわけではなく、そのような人権規範を日本が締結しているという事実を考慮することとされるため、「適用」の文言は不正確であるとの指摘もありえよう¹⁹。しかしながら、既に「間接適用」の語が憲法、民法、国際私法の様々な領域において定着しているため、本稿においても「間接適用」の呼称を用いることとする。

2. 普遍的公序論

通則法42条の「公序」は、日本の通説上、日本の国際民事関係上のあるべき「公序」であり、民法90条の国内実質法上の「公序」の概念とは異なる。また、各国の国際私法上の「公序」と同一である必要はなく、いわゆる諸国に共通の「公序」を意味するわけではないとされる。他方、通則法42条の「公序」は、国家の枠を超えた超国家的な「公序」であるべきとする見解もある（いわゆる普遍的公序論）（折茂：425）²⁰。極めて多くの国が自由権規約の締結国であることを踏まえると、通則法42条の「公序」の解釈において自由権規約の存在を考慮する前提としては、普遍的

公序論の立場を採用することが望ましいようにも思われる。しかしながら、普遍的公序論を採用した場合、いわゆる多元主義に反する結果となるおそれがある。というのも、普遍的公序論のもとで内国牽連性の要件を維持することは難しいように思われるからである。（日本と牽連性のある事案にのみ公序条項の発動を認めるという発想は、普遍的な公序の存在を前提とする立場とは矛盾するように思われる）。公序条項の発動要件として内国牽連性があるからこそ、家族法関係の分野ではあるが、外国で成立した一夫多妻制の効力を認めるというような外国の法制度の尊重が可能となる。普遍的公序論を採用した場合には、世界的に少数派に属する外国の法制度が一律に尊重されなくなるおそれがある。

むしろ、通説の支持する国家的公序の立場のほうが、多元主義に反することなく、人権侵害による被害者の救済をはかることができよう。国家的公序論の立場においても、諸外国の動向を完全に無視するわけではない。日本のあるべき国際民事関係について考えるにあたっては、諸外国の動向も考慮する必要がある、極めて多くの国が自由権規約を締結していること、諸外国においても多国籍企業の人権侵害の民事責任を追及する傾向が強くなっており、そのような傾向に反するような司法判断は日本の国際的地位を低下させること、これらの点を踏まえると、国家的公序論の立場をとったとしても、多国籍企業による人権侵害の被害者に十分な保護を与えない外国法の適用は通則法42条により排除されるとの結論になろう。

なお、通則法42条の解釈において人権規範を間接適用する際、問題となる人権侵害の深刻性に応じて内国牽連性の要件を緩やかに解釈すべきである²¹。Nevsun Resources Ltd. v. Arayaのように、様々な人権の中でも特に絶対視されている拷問の禁止のような人権が問題となる場合には、被害者に保護を与えない結果発生地法の適用は特に異常性が高いとして、内国牽連性の要件を相対的に緩やかに解釈すべきである。他方、家族法の分野ではあるが、一夫多妻制のように人権侵害とは必ずしも一般に考えられていないような外国制度に関しては、内国牽連性の要件を厳格に求めるべきであろう。

3. 国内法の国際法適合解釈義務

通則法 42 条の解釈において自由権規約を間接適用するというアプローチをより具体的に説明すれば、42 条の解釈基準として、「多国籍企業による人権侵害の民事責任に関して、結果発生地法の与える保護が日本法の与える保護よりも著しく低い場合（要件）、当該結果発生地法の適用を排除する（効果）」という判断基準を採用しつつ、その根拠の一つを日本が自由権規約を締結していることに求めるというアプローチである。

自由権規約を締結していることを公序条項の解釈において考慮すべきとする根拠は、国内法は国際法に適合的に解釈しなければならないという点に求められる（国内法の国際法適合解釈義務）²²。憲法 98 条 2 項は国際法の誠実遵守義務を定めている。そして、法源の優先順位としては、国際法は国内法に優位すると理解されている。これらを前提とすると、国内法たる通則法 42 条の解釈においても、日本が締結した条約の内容を考慮することが求められよう。ここで留意しなければならないのは、通則法 42 条の解釈において斟酌される人権規範は直接適用可能性を肯定されたものに限られないという点である。直接適用可能性が認められた人権規範であれば、わざわざ通則法 42 条を介す必要はなく、直接的に適用すれば足りる。他方、直接適用可能性につき議論のある人権規範については、直接適用が否定されるとしても、通則法 42 条の公序の解釈において考慮することにより、当該人権規範の意義を活かすことができよう。

なお、私人間の紛争に関する民法規定の解釈にあたり、自由権規約などの人権規範を間接適用した国内判例として、小樽市外国人入浴拒否事件における札幌地裁平成 14 年 11 月 11 日判決（民法 1 条、90 条、709 条の解釈において憲法 14 条 1 項、自由権規約 26 条、人種差別撤廃条約の趣旨を間接適用）、京都ヘイトスピーチ事件における大阪高裁平成 26 年 7 月 8 日判決（民法 709 条の解釈において憲法 13 条、14 条 1 項や人種差別撤廃条約の趣旨を間接適用）がある。

また、憲法解釈において人権条約を間接適用した最高裁判例としては、国籍法違憲判決（最高裁平成 20 年 6 月 4 日判決）、婚外子法定相続分違憲決定（最高裁平成 25 年 9 月 4 日決定）がある。

国籍法違憲判決では、日本国民である父の非嫡出子のうち、父母の婚姻により嫡出の身分を取得した者に限り、日本国籍の取得を認める当時の国籍法は憲法 14 条 1 項に違反すると判示されたが、その際に自由権規約および児童の権利に関する条約が参照された。婚外子法定相続分違憲決定では、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 とする民法 900 条 4 号但書は憲法 14 条 1 項に違反すると判示されたが、その際に自由権規約、児童の権利に関する条約が参照された。（さらに、条約実施機関たる自由権規約委員会、児童の権利委員会の意見、勧告等も触れられている。）これらを前提とすると、人権条約の間接適用は最高裁レベルにおいても先例があるといえる。ただし、そこでの論点は違憲審査であり、私人間の紛争を対象とするものではない。

4. 国際法と国際私法の協働

近年、国際法と国際私法の協働の必要性が指摘される（Muir Watt : 39）²³。例えば、国内においては以下のような指摘がある。

「『国際私法』に関する研究は、これまで、もっぱら『国際私法』の枠内で自己完結的に行われ、国際私法学者以外の関心を呼ばなかったかもしれない。しかしながら、地球全体、そして人類全体に関わるような主題については狭い専門分野の枠を超えて（ここでは、一方で『国際法』と『国際私法』との間で、他方で『国際政治および外交史』と『国際私法』との間で）、学際的（interdisciplinary）対話の実現に向けた協力が行われなければならないであろう。」（山内：859）

それでは、国際法と国際私法が協働する必要性はどこに求められるか。本稿の文脈に沿っていえば、国境を超える多国籍企業の行動を有効に規制する必要があると考えた場合、国際法、国際私法それぞれ単独では有効に規制できないという点にある。多国籍企業による海外（特に発展途上国）での人権侵害を規制、防止すべきであるという主張はむろん政策目的である。こうした政策目的に賛同する場合、いかにその目的を達成するか。国際法による手法としては、人権保護を内容とする

国際慣習法、国際条約の直接適用が考えられるが、伝統的に国際法は国家を規律対象としており、従来の議論を前提とする限り、非国家主体に直接に適用することは難しい。多国籍企業のような非国家主体の具体的な損害賠償責任等を定める国際慣習法の成立を認めるには時間を要し、また、そのような国際条約の合意には各国の立場の相違から高い障壁がある。他方、国際私法的手法にも限界がある。例えば、国際私法には、実質法上の価値から中立的であるべきであるとの価値中立性の特徴がある。すなわち、原則として、当事者の予見可能性のような抵触法的利益は政策目的として考慮するとしても、ある特定の集団の実質法上の保護という実質法的利益を政策目的とすることはない。(ただし、近年、消費者や労働者などの特定の集団の実質法的保護に結び付くような抵触規則が登場している。)しかし、そのような価値中立性が多国籍企業のような強大な私的権力の横暴を許してしまったとも指摘される(Muir Watt : 40、横溝「グローバル化」: 109-128)。ここに国際私法の伝統的手法の限界があるように思われる。

通則法 42 条における国際的な人権規範の間接適用は、国際法、国際私法の上記の限界を克服するための一つの手法であり、国際法と国際私法の協働の一つの形である。通則法 42 条は、特定の外国法の適用結果を審査の対象とする点で、当事者の実質法的利益を考慮する例外的な抵触規則である。もっとも、いかなる実質法的利益を考慮すべきかという点は「公序」の解釈に委ねられている。そして、一国の国内的な利益衡量に固執しているのは、多国籍企業のような国境を超える私的主体の活動を有効に規制することはできない。例えば、日本の国内的利益のみを考えれば、日本企業の海外での人権侵害の民事責任を肯定するような法制度を整備することは、日本からの企業流出を招き、好ましくないとの判断も導かれる。他方、伝統的に国際法は超国家的な関係を規律対象とし、超国家的な実質法的利益を追求してきた。ここに、通則法 42 条の「公序」の解釈において依拠すべき実質法的価値を国際法上の人権規範に求める意義がある。

5. 権力分立の原則との関係

通則法 42 条の「公序」の解釈において直接適

用可能性を有しない人権条約を間接適用するアプローチに対しては、権力分立の原則に反するとの批判がありうる。すなわち、直接適用可能性を有しない人権条約は立法府による国内立法の措置により実施されるべきであり、司法府がそのような国内立法がないにもかかわらず人権条約を間接適用することは、権力分立の原則に反するとの批判である。国際法の間接適用においては権力分立の原則に留意しなければならないとの指摘が日本国内でも呈されている²⁴。

この点について考える際に留意しなければならないのは、公序条項の適用において人権条約を間接適用して外国法の適用を排除するとしても、既存の日本の不法行為法が適用されるにとどまるという点である。例えば、既述のシベリア抑留捕虜補償請求事件において直接適用可能性を否定された「捕虜の待遇に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約」を直接適用することは、日本の実質法規定に全く依拠することなく、日本人捕虜につき具体的な損害賠償請求権を認めるという、新しい要件、効果を内容とする実質法規定を創設することになる。このような新しい実質法規定の創設を伴う司法判断については、そうした判断は本来立法府に委ねられており権力分立の原則に反するとの批判もありえよう。むしろ、海外において事業展開する日本企業にまで、日本の不法行為法の適用対象が拡大するという意味では、公序条項における人権条約の間接適用も新たな実質法規則の創設(既存の実質法の新たな適用対象の創設)を伴うと理解することもできる。しかしながら、既存の実質法規定に依拠しているという点で、権力分立の原則には違反しないと考える。裁判所が通則法、民法の不法行為規定を解釈する際に考慮に入れる事情は常に民主的正統性に裏付けられているわけではない。そうであるとすれば、通則法 42 条の解釈において自由権規約の存在を考慮することも許されると思われる。むしろ、「公序」の解釈基準が白地のままであることのほうが裁判所の恣意的判断を招くおそれがあり、権力分立の原則に反するといえるのではないか。

おわりに

カナダ最高裁の *Newsun Resources Ltd. v. Araya*

は、自国を本拠地とする多国籍企業がその海外子会社による人権侵害の民事責任を負うかという問題につき、国際慣習法の適用を肯定した事例である。本稿では、同事件を一つの素材とし、同様の事案が日本に係属した場合、国際慣習法および人権条約の（直接）適用の可否、通則法42条における人権条約の間接適用の可否、これらについてのどのように判断すべきか検討した。

国際慣習法の直接適用に関しては、従来の要件たる一般的国家慣行と法的確信を前提とする限り、非国家主体の民事責任を肯定する国際慣習法の存在を認めることは難しいといわざるを得ない。また、自由権規約の直接適用についても、国際法の観点からも、国内法の観点（特にシベリア抑留捕虜補償請求事件の東京高裁1993年3月5日判決に示された要件）からも、肯定することは難しいと思われる。他方、通則法42条の「公序」の適用基準として、「多国籍企業による人権侵害の民事責任に関して、結果発生地法の与える保護が日本法の与える保護よりも著しく低い場合（要件）、当該結果発生地法の適用を排除する（効果）」という基準を採用し、その根拠の一つを日本が自由権規約等の人権条約を締結していることに求めることは許されよう。その根拠は憲法98条2項から導かれる国内法の国際法適合解釈義務である。このような国際私法における国際法の間接適用は、社会、経済のグローバル化に国際私法はどう対応すべきかという問いに対する一つの答えであり、国際私法と国際法の協働である。

もっとも、国際私法における国際条約の間接適用に関してはまだ多くの課題が残されている。本稿では、「人権侵害」の事例として *Nevsun Resources Ltd. v. Araya* を前提とし、体罰、監禁等の身体の安全が脅かされる事例を対象とした。しかしながら、「人権」という概念は非常に多義的であり、大規模な環境汚染による経済的損害、セクシュアルハラスメントによる精神的損害、これらも「人権侵害」として一般的に理解される。それゆえ、人権条約といっても、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、児童の権利に関する条約など様々な条約があり、さらに一つの条約に含まれる諸規定の性格も様々である。それゆえ、多国籍企業による人権侵害ケースの類型化、それに対応する具体的な条約の具体的な条文の検討、

これらがさらに必要となる。本稿は、国際私法における国際条約の間接適用を総論的に示唆したにとどまるが、議論の精緻化のための各論的検討は今後の課題としたい。

※本稿は、科研費若手研究「企業集団の人権侵害に対する国際私法的アプローチ」課題番号(21K13195)による研究成果の一部である。

注

- 1 例えば、国内においては、山内惟介教授により以下のような問題提起がなされている。「確かに、国家、民族、信徒等に固有の利益を重視する立場から国民国家、民族共同体、宗教団体等（『イスラム国』等を含む）の独立性とその存在意義を声高に叫ぶ勢力が現に存在する状況を肯定せざるを得ない。それでいて、他方では、経済活動、社会援助活動、文化交流活動等の実態が如実に示しているように、国家、人種、宗教等における違いを乗り越えて相互の浸透(Osmose, perméabilité, permeability)が進み、それらの独自性の意味が次第に薄れてきているという状況がある。こうした認識に立つ場合、二十一世紀のグローバル社会において、『国際私法』はいかなる課題を担うべきか（このことは、同時に、『国際私法学者はいかなる責任を担うべきか』について考えることを意味する）という点について、関係者が互いに検討を重ね、意見を交わし合うことに大きな意味があろう。」（山内：856）
- 2 多国籍企業2188社が本拠地を置く国の順位は、アメリカ（719社）、日本（264社）、中国（219社）、イギリス（118社）、インド（81社）、フランス（70社）、オーストラリア（66社）、カナダ（60社）、ドイツ（58社）、スイス（48社）であり、その多くが先進国である。Glenn Barklie, "Where are the global hotspots for MNC subsidiaries?" <https://www.investmentmonitor.ai/insights/where-are-the-global-hotspots-for-mnc-subsidiaries>
- 3 親会社の民事責任に関する国際私法上の論点（国際裁判管轄も含む）について触れる先行研究として、種村：46-64、的場：20-45、横溝「ビジネスと人権」：39-43 なお、家族法上の論点を対象とするが、人権と国際私法の関係について論じるものとして、鳥居：19-25、西谷「公序と人権」：173-206。

- 4 *Doe v. Unocal*, 395 F.3d 932 (9th Cir. 2002), 395 F.3d 978 (9th Cir. 2003) 同事件につき松井：46-47
- 5 Walton および Sanger は、特にアメリカ連邦最高裁により外国人不法行為法の適用範囲が著しく狭められたのとは対照的であるとしてその画期性を評価する。
- 6 例えば、キリンホールディングスはミャンマーにおいてビール事業を展開していた。そのミャンマー子会社が市民を弾圧する政府、国軍に寄付を行ったとされるが、寄付が市民の弾圧のために用いられることが予測可能であり、寄付の額が大きい場合には、国際的な人権団体等の支援を受ける難民により人権侵害の責任を追及される可能性もありえよう。アムネスティ・インターナショナル「日本：キリンビールのミャンマー軍への献金の調査を」(2018年6月15日、国際事務局ニュース)
https://www.amnesty.or.jp/news/2018/0615_7454.html
 なお、現在キリンは国軍系企業との合併事業を解消している。キリンホールディングス「ミャンマーの現状に関する当社の対応について」
https://www.kirinholdings.com/jp/newsroom/release/2021/0204_01.html
- 7 *Nevsun Resources Ltd. v. Araya*, 2020 SCC 5
- 8 [2000] 1 A.C. 147 (H.L.), p. 269
- 9 多国籍企業の人権侵害に関する民事責任が問題となる場合、民事訴訟法3条の2第3項により、日本に本拠を有する企業については原則として国際裁判管轄を肯定することができる。もっとも、同法3条の9により、「特別の事情」がある場合、管轄は否定される。日本の裁判所が、人権侵害の生じた国への証拠の集中等を理由として、同規定により管轄を否定することも想定されうる(横溝「ビジネスと人権」:42)。この問題はいわゆるフォーラムノンコンヴィニエンスの法理に関連するが、*Nevsun* 事件では企業側がこの点を上告理由としなかったため、論点とならなかった。親会社によるフォーラムノンコンヴィニエンスの主張につき、井原：478-483 なお、フォーラムノンコンヴィニエンスの法理の適用を否定した英国貴族院判決として、*Lubbe and others v. Cape Plc*, [2000] UKHL 41
- 10 Monteiro：343 も多数意見の理論的脆弱性を指摘する。
- 11 フランスでは、2017年2月21日の新立法(フランス商法225-102-5条)により、親会社も、海外で

の事業活動に際して人権尊重義務を負い、被害者への直接的な不法行為責任を負うこととなった。また、ソフトローとして、OECD多国籍企業行動指針、国連人権理事会による2011年のビジネスと人権に関する指導原則等があり、これらも多国籍企業の人権侵害行為を規制しようという国際的潮流の表れである。ドイツ法上の議論につき、久保：429-460

- 12 条約の直接適用可能性に関する国内法上の要件につき、芦田：130-140、小寺：131-132
- 13 東京高裁平成5年2月3日判決は、自由権規約14条3項f号により、被告人に通訳の援助を受ける権利を認めた。
- 14 高松高裁平成9年11月25日判決は、自由権規約14条1項は受刑者が自己の民事事件の訴訟代理人である弁護士と接見する権利をも保障していると判示した。しかし、上告審たる最高裁平成12年9月7日判決は、監獄法施行規則は自由権規約14条1項に違反しないとし、受刑者のそのような権利を否定した。
- 15 親会社は企業集団の内部統制システムの整備を義務づけられており(会社法362条4項6号、5項、会社法施行規則100条)、海外子会社も企業集団に含まれる(会社法施行規則3条1項、2条3項2号、江頭：9)。
- 16 横溝「ビジネスと人権」：43は、「結果発生地法の適用が被害者にとって我が国の観点から極めて不十分な救済しか与えない場合には、これを公序により排除しつつ(通則法42条)、他方では、外国での人権侵害に関する自国企業の民事責任に関する規定を含んだ形で人権デュー・ディリジェンスに関する法制化を我が国でも進め、当該規定を準拠法如何に拘らず適用されうる強行的適用法規と位置付けることによって、対応するべきなのではないだろうか」と述べ、公序条項による結果発生地法の排除、および、実質法レベルにおける規制整備とその強行的適用法規としての位置付けを主張する。
- 17 例えば、*Nevsun Resources Ltd. v. Araya* において人権侵害が生じたエリアでは、独裁政権により憲法の施行が停止されており、司法の独立性は確立されていない。それゆえ、エリアを法廷地とし、または、エリア法を適用することによっては被害者を救済することはできない。UN

Human Rights Council (2015) “Report of the detailed findings of the Commission of Inquiry on Human Rights in Eritrea” 89.

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.ohchr.org%2Fsites%2Fdefault%2Ffiles%2FDocuments%2FHRCBodies%2FHRCouncil%2FCoIEritrea%2FA_HRC_29_CRP-1.doc&wdOrigin=BROWSELINK また、国軍が軍事クーデターにより政権を掌握したミャンマーにおいても司法の独立性は保障されていない。

UN Human Rights Council (2021) “Written updates of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Situation of human rights in Myanmar” paras. 11-12.

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.ohchr.org%2Fsites%2Fdefault%2Ffiles%2FHRCBodies%2FHRC%2FRegularSessions%2FSession48%2FDocuments%2FA_HRC_48_67.docx&wdOrigin=BROWSELINK

- 18 西谷「公序と人権」：173-206 は、家族法上の論点を対象としつつ、「条約の誠実遵守義務（憲法 98 条 2 項）に鑑みて、憲法の趣旨と矛盾しない限り、国際人権条約の解釈を斟酌することが望ましい。そのような実行が確立し、国際人権条約に適合した国内法秩序が構築されれば、国際私法上も公序の枠内で、より実効的な人権保障を実現できるであろう。」「人権規範を援用することで、反公序性の判断基準が明確化することも期待されよう」と述べ、公序条項における人権規範の間接適用を主張する。佐々木：409-439 も、家族法関連の事案に関し、欧州人権条約に違反することを根拠として公序条項を適用した欧州各国の裁判例を紹介しつつ、人権規範の公序条項における間接適用を主張する。
- 19 国際法の「間接適用」の語を初めて使用したのは岩沢雄司教授であるとされる（寺谷：166）。松田：203-214 は、国籍法違憲判決、婚外子法定相続分違憲決定における人権条約の参照を「説得的権威（persuasive authority）」としての参照として捉えている。
- 20 山内：893 は『『公の秩序又は善良の風俗』に『法廷地国の』とか『自国の』とか『国内の』とかといった限定表現が付されていない以上、全地球的規模の『公の秩序又は善良の風俗』を解釈上構想する

余地も否定され得ないであろう（地球的公序説）。公序条項を用いて地球的規模での公益からみて望ましい結果を得ようとするれば、国内先例尊重主義の採用にも一定の限界が設けられなければならない。」と述べ、普遍的公序論に通じる内容を主張する。佐々木：409-439 は公序条項における人権規範の間接適用を主張するが、公序の概念については普遍的公序論の立場を前提としているように思われる。

- 21 西谷「公序と人権」：203 も、家族法上の論点を対象としつつ、「人権規範の公序の枠内での間接適用による以上、基本的に事案の内国牽連性も勘案される。ただし、前述の 2006 年フランス破産院判決のように、内国牽連性の要件を厳格に解釈するのではなく、憲法又は条約上の人権規範の違反がある場合には、反公序性の程度が高いため、原則として公序が発動されると解釈すべきであろう。」と述べ、内国牽連性の要件の相対的緩和を主張する。
- 22 国内法の国際法適合解釈義務について松田：188-191。
- 23 横溝「抵触法と国際法」：26-31 は、国際私法と抵触法の合流を主張する Alex Mills および Horatia Muir Watt の見解を紹介する。西谷「グローバルな秩序形成」：49 は、「国際私法をモデルとしたメタ規範は、基本的には多様なアクターの正統性及び規範性を捨象して対等に扱い、多中心的に規制的権威の分配を行うものである。国際社会においては、従来の主権国家に代わって正統性を担保する主体がまだ存在しない以上、このような分散型の規整は、グローバルな秩序形成のための手がかりとして、少なくとも現段階では機能しうる一つの枠組みである」と述べ、国際法と国際私法の協働の可能性について示唆する。
- 24 山田：488-489 は、アメリカの議論を参考としつつ、国際法の間接適用と一言でいっても、国際法への違反の回避を要求するにとどまるか、積極的に国際法の内容に適合的に国内法を解釈することを求めるか、これらを区別すべきであると指摘する。そして、「人権法特有のイメージに囚われてむやみに国際人権法を国内法秩序へと流入させることは権力分立構造などから問題も抱えるのであって、人権法特有の問題を加味する前に、冷静に外来法源流入に伴う問題点について検討する必

要がある」と指摘する。

参考文献

- ・ 芦田健太郎 (2018) 『国際人権法』 (信山社)
- ・ 井原宏 (2014) 「グローバル企業法研修基礎講座 第27回 海外子会社の不法行為に対する親会社の責任」 国際商事法務 42巻3号 478-483頁
- ・ 岩沢雄司 (1985) 『条約の国内適用可能性』 (有斐閣)
- ・ 江頭憲治郎 (2017) 『株式会社法 (第7版)』
- ・ 折茂豊 (1955) 『国際私法の統一性』 (有斐閣)
- ・ 久保寛展 (2019) 「海外子会社等による人権侵害と法的措置の可能性—ドイツ法からみた親会社経営者の責任リスクの一側面」 同志社法学 71巻1号 429-460頁
- ・ 古賀 智久 (2006) 「外国人不法行為法を巡る議論：アメリカ連邦最高裁ソーサ事件判決を契機として」 法政論叢 43巻1号 158-174頁
- ・ 小寺彰 (2001) 「条約の自動執行性—国際法の国内法上の効力」 法学教室 251号 128-134頁
- ・ 小沼 史彦 (2014) 「外国人不法行為法と域外適用推定の推定則」 比較法学 47巻3号 336-345頁
- ・ 佐々木彩 (2002) 「国際私法における公序概念—普遍的公序論の新たな構築—」 比較法 39号 409-439頁
- ・ 高杉直 (2016) 「国際不法行為訴訟によるグローバル・ガバナンス：米国の外国人不法行為法を素材として」 国際法外交雑誌 115巻1号 1-19頁
- ・ 種村祐介 (2016) 「国際法違反の不法行為と国際私法」 国際法外交雑誌 115巻1号 46-64頁
- ・ 寺谷広司 (2009) 「『間接適用』論再考」 坂元茂樹編 『国際立法の最前線』 (有信堂) 166頁
- ・ 鳥居淳子 (1998) 「人権の保障と国際私法」 国際人権 9号 19-25頁
- ・ 西谷裕子 (2009) 「国際私法における公序と人権」 国際法外交雑誌 108巻2号 173-206頁 (略：「公序と人権」)
- ・ 西谷裕子 (2017) 「グローバルな秩序形成のための課題：国際法と国際私法の協働をめざして」 論究ジュリスト 23号 43-50頁 (略：「グローバルな秩序形成」)
- ・ 松井智子 (2014) 「国際的な対企業人権侵害訴訟の動向について」 飯田秀総、小塚荘一郎、榊素寛、高橋美加、得津晶、星明男 編 『商事法の新しい礎石 落合誠一先生古稀記念』 (有斐閣) 37-66頁
- ・ 松田浩道 (2020) 『国際法と憲法秩序：国際規範の実施権限』 (東京大学出版会)
- ・ 的場朝子 (2016) 「多国籍企業による『不法行為』に対して民事的救済を求める訴えの国際裁判管轄と人権の保護：EUにおける状況を中心として」 国際法外交雑誌 115巻1号 20-45頁
- ・ 森田 章夫 (2005) 「外国人不法行為法の法的問題点—国際法上の観点からする分析」 ジュリスト 1299号 43-50頁
- ・ 宮川成雄 (2011) 「アメリカの国際人権訴訟と国際慣習法：外国人不法行為法の判例展開 (藤倉皓一郎教授退職記念論集)」 同志社法学 63巻5号 2291-2324頁
- ・ 山内惟介 (2015) 「現代国際私法の課題について—地球温暖化による気候変動をいかに受け止めるか—」 法学新報 122巻1・2号 855-910頁
- ・ 山田哲史 (2016) 「国内法の国際法適合的解釈と権力分立：米国における Charming Betsy Canon の紹介を中心に」 岡山大学法学会雑誌 65巻3・4号 399-492頁
- ・ 山田鎌一 (2004) 『国際私法 (第3版)』 (有斐閣)
- ・ 山本草二 (1994) 『国際法 (新版)』 (有斐閣)
- ・ 横溝大 (2021) 「『ビジネスと人権に関する指導原則』と抵触法」 ジュリスト 1560号 39-43頁 (略：「ビジネスと人権」)
- ・ 横溝大 (2013) 「抵触法と国際法との関係に関する新たな動向：抵触法と国際法との合流について」 法律時報 85巻11号 26-31頁 (略：「抵触法と国際法」)
- ・ 横溝大 (2015) 「グローバル化時代の抵触法」 浅野有紀・原田大樹・藤谷武史・横溝大編 『グローバル化と公法・私法関係の再編』 (弘文堂) 109頁以下 (略：「グローバル化」)
- ・ 横溝大 (2017) 「グローバル法多元主義の下での抵触法」 論究ジュリスト 23号 79-85頁
- ・ 横山真紀 (2002) 「国際的な人権保障と裁判所—外国人不法行為法の挑戦」 中央大学大学院研究年報 32号 1-17頁
- ・ Monteiro, Eva. (2021) "Mining for Legal Luxuries: The Pitfalls and Potential of Nevsun Resources Ltd v

- Araya”, *Canadian Yearbook of International Law*, Volume 58, 331-361
- Koh, Harold Hongju. (2004) “Separating Myth from Reality about Corporate Responsibility Litigation”, *Journal of International Economic Law*, Volume 7 Issue 2, 263-274
 - Muir Watt, Horatia. (2018) “Private International Law’s Shadow Contribution to the Question of Informal Transnational Authority”, *Indiana Journal of Global Legal Studies*, Volume 25 Issue 1, 37-60
 - Sanger, Andrew. (2020) “Corporate Liability for Breaches of International Law Abroad: Canadian Supreme Court Opens the Door but Questions Remain” *Cambridge Law Journal*, Volume 79 Issue 3, 381-384
 - Walton, Beatrice A.. (2021) “Nevsun Resources Ltd. v. Araya”, *American Journal of International Law*, Volume 115 Issue 1, 107-114

